

人衛第554号

23. 1. 21

改正 防人衛第942号

25. 1. 29

改正 防人衛第17480号

29. 12. 7

改正 防人衛第6385号

令和7年3月19日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

大臣官房衛生監

自衛艦に備え付ける医薬品等について（通知）

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第29条第2項に基づき、別添のとおり指定したので通知する。

自衛艦に備え付ける医薬品等

（趣旨）

第1 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「訓令」という。）第29条第2項に基づき、自衛艦に備え付ける医薬品等を指定するものとする。

（備え付ける医薬品等）

第2 健康管理者は、次の各号に掲げる自衛艦の区分に応じて、当該各号に定める医薬品等を備え付けるものとする。ただし、医薬品等の数量については、乗員数、自衛艦の種類等に応じて海上幕僚長が定める。

（1）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所に該当する施設（以下「医務室」という。）を開設している自衛艦 別表第1

（2）医務室を開設していない自衛艦で看護師、准看護師の資格を有した隊員（以下、「看護師等」という。）の配置されている自衛艦 別表第2

（3）医務室を開設していない自衛艦で看護師等の配置されていない自衛艦 別表第3

2 医師が乗り組む自衛艦にあっては、当該医師の判断により、前項に規定する以外の医薬品等についても適宜、追加して備え付け又は携行して差し支えない。

（医療書）

第3 自衛艦には、「日本船舶医療便覧」又は「小型船医療便覧」等の適当な医療書を備え付けなければならない。

（委任事項）

第4 この要領の実施に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1

分 類		
内用薬	抗生物質製剤	抗生物質製剤
	化学療法剤	合成抗菌剤
		抗ウイルス剤
	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び抗不安剤
		精神神経用剤
		解熱鎮痛消炎剤
	末梢神経系用薬	鎮けい剤
	感覚器官用薬	鎮暈剤
	循環器官用薬	強心剤
		不整脈用剤
		利尿剤
		血圧降下剤
		血管拡張剤
	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤
	消化器官用薬	健胃消化剤
		消化性潰瘍用剤
		止しゃ剤及び整腸剤
		下剤
	泌尿生殖器官用薬	子宮収縮剤
	アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤
		卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
	ビタミン剤	ビタミン剤
	血液・体液用薬	止血剤
	その他の代謝性医薬品	肝臓疾患用剤
注射液	抗生物質製剤	抗生物質製剤
		催眠鎮静剤及び抗不安剤

	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤
	末梢神経系用薬	鎮けい剤
		局所麻酔剤
	循環器官用薬	強心剤
		抗不整脈薬
		利尿剤
		血圧降下剤
		血管収縮剤
	アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤
	ビタミン剤	ビタミン剤
	滋養強壮薬	糖類剤
	血液・体液用薬	止血剤
		血液代用剤
		血液凝固阻止剤
	その他の代謝性医薬品	肝臓疾患用剤
	生物学的製剤	ワクチン類
	調剤用薬	溶解剤
外用薬	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤
		化膿性疾患用剤
		鎮痛鎮痒収斂消炎剤
		寄生性皮膚疾患用剤
		皮膚軟化剤
	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬
	呼吸器官用薬	気管支拡張剤
	循環器用薬	吸入剤
	消化器官用薬	浣腸剤
	肛門用薬	痔疾用剤

	感覚器官用薬	眼科用剤
	その他の外用薬	
その他、検査、診断、処置、治療等に必要な医療衛生用具を備え付けるものとする。		
備考 血管拡張剤（塩酸イソクスプリン製剤に限る。）、子宮収縮剤、卵胞ホルモン剤及び黄体ホルモン剤は、女子の隊員が乗り込まない自衛艦には、備え付けなくてもよい。		

別表第 2

分 類			品 名
内 用 薬	抗生物質製剤	抗生物質製剤	ペニシリン系抗生物質製剤（250 mg）
			エリスロマイシン製剤（200 mg）
	化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤
		抗ウイルス剤	抗ヘルペスウイルス剤
			抗インフルエンザウイルス剤
	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び 抗不安剤	ジアゼパム製剤（2 mg）
			ニトラゼパム製剤（5 mg）
		解熱鎮痛消炎剤	非ステロイド性抗炎症薬
			配合剤
			アセトアミノフェン製剤
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	アトロピン系製剤
	感覚器官用薬	鎮暈剤	鎮暈剤
	循環器官用薬	血圧降下剤	アンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬
		血管拡張剤	ニトログリセリン
			塩酸イソクスプリン製剤
		利尿剤	フロセミド
	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤	鎮咳剤
	消化器官用薬	健胃消化剤	配合剤
		消化性潰瘍用剤	消化性潰瘍用剤（H ₂ 遮断剤を含む）
		止しゃ剤及び整 腸剤	止しゃ剤
			整腸剤
		下剤	緩下剤
		その他の消化器 官用薬	ドンペリドン
	泌尿生殖器官用 薬	子宮収縮剤	バッカク類製剤
	アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤	抗ヒスタミン剤
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	副腎ホルモン剤（プレドニゾロン 5 mg）

			相当)
	ビタミン剤	ビタミン剤	混合ビタミン剤
注射液	抗生物質製剤	抗生物質製剤	セフェム系抗生物質製剤
	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤	バルビツール酸系製剤
		鎮痛剤	ペンタゾシン製剤 (15 mg)
		解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン製剤
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	アトロピン系製剤
		局所麻酔剤	局所麻酔剤
	循環器官用薬	強心剤	配合剤
		抗不整脈薬	塩酸リドカイン (2 % 100 mg)
		利尿剤	フロセミド (20 mg)
		血管収縮剤	エピネフリン製剤
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	副腎ホルモン剤 (デキサメサゾン 0.5 ml 相当)
	滋養強壮薬	糖類剤	糖類剤 (5 % 500 ml)
	血液・体液用薬	止血剤	止血剤
		血液代用剤	リンゲル液 (500 ml)
			生理食塩液 (500 ml)
外用薬	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤	創傷消毒剤
			滅菌生理食塩液
		化膿性疾患用剤	外用抗生物質製剤 (軟膏)
		鎮痛鎮痒収斂消炎剤	外用抗ヒスタミン製剤
			パップ剤
			副腎皮質ホルモン製剤
			その他の鎮痛鎮痒収斂消炎剤
		寄生性皮膚疾患用剤	寄生性皮膚疾患用抗生物質製剤
			配合剤
		皮膚軟化剤	有機酸製剤
	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬	副腎皮質ホルモン製剤

呼吸器官用薬	気管支拡張剤	吸入剤
循環器用薬	循環器用剤	吸入剤
消化器官用薬	浣腸剤	グリセリン製剤
肛門用薬	痔疾用剤	痔疾用剤
感覚器官用薬	眼科用剤	眼科用抗生物質製剤
		軟膏
		点眼液
		眼科用局所麻酔剤
		収斂消炎点眼液
中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	解熱鎮痛消炎剤
末梢神経系用薬	局所麻酔剤	局所麻酔剤
その他の外用薬		ワセリン類
その他、検査、診断、処置、治療等に必要な医療衛生用具を備え付けるものとする。		
備考 1 この表に記載された注射薬及び内用薬（副腎ホルモン剤に限る。）は、医師の助言により施用するものである。 2 塩酸イソクスプリン製剤、バツカク類製剤及び妊娠診断用試薬は、女子の隊員が乗り組まない自衛艦には、備え付けなくてもよい。		

別表第 3

分 類	品 名
内用薬	サリチル酸系製剤
	アトロピン系製剤
	健胃剤
外用薬	創傷消毒剤
	外用抗生物質製剤
	目薬
その他、検査、処置等に必要な医療衛生用具を備え付けるものとする。	